

地域自治委員会での論点整理

1 全体に関わる意見

(1) 表現方法に関する意見

文章は、法文としての基本を損なわない程度に市民に分かり易く表現すること

(主な意見)

- ・ 全体に文章が硬く、複文を多用し、長くなっている。法文としての厳密性の問題もあると思うが、市民が理解してこそその「自治基本条例」でなければならないと考える必要がある。
- ・ 中学生でも理解可能な文章表現を検討して欲しい。
- ・ カタカナ表現を用いる際には、その言葉が市民に認知されているか充分検討して欲しい。
- ・ 川崎市の自治基本条例の条文が分かり易い。参考にして欲しい。

「自治の基本条例」の役割を踏まえ、「市」又は「市長」を主語とし、「執行機関」という表現は用いない。

(主な意見)

- ・ 「執行機関」という表現は、市民にはあまり馴染みが無い。「自治基本条例」は、具体的に細部に渡って規定する実施条例ではないので、基本は「市」、「市長」を用い、「執行機関」という表現を使わないで済むよう検討して欲しい。

(2) 構成に関する意見

「第4章 市民の権利利益の保護」は、地方公共団体に司法権がないことを踏まえると、実質的には執行権に関わる事項として第3章第3節に組み入れる方向で整理する。(事務局提案)

「第3章 第4節 区における住民自治」は、この条例の特長でもあり、市民へのわかりやすさの観点から、第4章として独立すること。

(主な意見)

- ・ 法律上の適否は別に精査を要するが、文言として本条例に「地域コミュニティ」と「区の自己決定、自己責任」といったことを盛り込めれば、新潟市の特長とすることができるのではないか。
- ・ 市の考える分権型政令市の内容(市民に最も近い行政機構である区役所に、必要な権限や自主財源、人事権を委譲し、市民自治を前進させるため、区自治協議会を各行政区に設置します。)を盛り込むべき。

2 個別内容に関する意見

【 第1章 総則 】

事務局原案(たたき台)	地域自治委員会の意見	地域自治委員会の意見を加味した素案(原案)
<p>1.目的 この条例は、本市における自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会、執行機関等の責務並びに市政運営の諸原則を定めることによって、市民自治の確立を図ることを目的とする。</p>	<p>原案を了承。 (主な意見) ・ 市民自治の実現こそが目的であり、そのためには市民、議会及び執行機関の三者の責務と役割を本条例に定めることが不可欠である。</p>	<p>1.目的 この条例は、本市における自治の基本理念及び原則を示すとともに、市民、議会及び市長などの役割や責務等を明らかにし、市政運営の諸原則を定めることにより、市民自治の確立を図ることを目的とします。</p>

事務局原案（たたき台）	地域自治委員会の意見	地域自治委員会の意見を加味した素案（原案）
<p>2.用語の定義</p> <p>市民 本市の区域内に住所を有する人，本市の区域内で働き，若しくは学ぶ人又は本市の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいう。</p> <p>参加 市政に主体的にかかわり，行動することをいう。</p> <p>協働 市民と市が，対等な立場で，目的を共有し，連携・協力することによって，共通する課題の解決にあたることをいう。</p>	<p>論点1：市民自治を定義する必要があるのではないか</p> <p>市民自治をどのように書き込むか。関連して，地域自治についても検討を要する。前文で市民自治を定義することも含め，検討してほしい。</p> <p>（主な意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例目的を市民自治の実現・確立であると規定するならば，「市民自治」とは何であるかを市民にとって分かり易く具体的に定める必要がある。 ・ 市民自治の具体が伝わるよう，前文で整理することが妥当であろうか。事務局において整理していただきたい。 <p>市民の定義について，原案を了承。</p> <p>論点2：参加か，参画か</p> <p>（事務局の考え方）</p> <p>自治基本条例における参加・参画の定義は，他都市の定義などを見ると次のように規定される。</p> <p>「参加」とは，市政に主体的にかかわり，行動すること。</p> <p>「参画」とは，政策の各段階において，市民が主体的に参加し，意思形成に関わること。</p> <p>事務局では，自治基本条例における「参加」は，行動原則や権利，その保障制度などに関わる概念であり，その範囲は，政策の意思形成のみならず，市政方針を理解し，自助・共助として積極的に地域課題を解決する行動も市民自治への参加と捉えている。その意味で，市政への関与の仕方として「参画」に限定せず，より広い意味の「参加」を採用した。</p> <p>市民にとって分かり易い表現を用いることとし，一般的な意味での「参加」と「参画」を使い分け，ここでは「参画」としてを定義し，整理する。</p> <p>（主な意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般的に「参画」の方が主体的なイメージが感じられる。 ・ 「主体的にかかわり」という表現は，イメージすることが困難。 <p>（市民検討会の意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ より積極的な関わりを持つ「参画」という表現に変更すべき。 <p>論点3：協働の定義について</p> <p>「相互の立場や特性を理解し」という表現を追加する。</p> <p>（主な意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協働の定義について，市民と市のそれぞれの役割と責任について言及するべきではないか。 ・ 両者が対等な立場に立つためには，相互の立場や特性を理解し評価し合う必要がある。 	<p>2.用語の定義</p> <p>この条例において，次に掲げる用語の意義は，それぞれ以下のとおりです。</p> <p>市民 本市の区域内に住所を有する人，本市の区域内で働き，若しくは学ぶ人又は本市の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。</p> <p>参画 市政に主体的にかかわり，行動することをいいます。</p> <p>協働 市民と市が対等な立場で，相互の立場や特性を理解し，目的を共有し，連携・協力することによって，共通する課題の解決にあたることをいいます。</p>

事務局原案（たたき台）	地域自治委員会の意見	地域自治委員会の意見を加味した素案（原案）
<p>3. 条例の位置づけ</p> <p>この条例は、自治の基本理念及び基本原則を定めたものであり、市は、他の条例、規則その他の規程によって制度を設け、又は実施しようとする場合においては、この条例に定める事項を最大限尊重しなければならない。</p>	<p>論点4：最高規範性を規定することについて</p> <p>原案を了承。ただし、前文中に最高規範という表現を用いる。</p> <p>（主な意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最高規範性といった文言で定めると、憲法のような不変性をイメージし、市民が心配するのではないか。 ・ 今後、新潟市の条例の整備は、本条例の趣旨に基づき行なわれることとなるので、最高規範性という性格については触れるべきであろう。 ・ 条文中においては「最大限の尊重」を謳い、最高規範性という文言は精神・理念として前文中に定めることが良いのではないか。 <p>論点5：本条例を硬性条例と考えるか。</p> <p>憲法などのような、容易に改正できないもの（硬性条例）と位置づけるか。社会情勢の変化など対応して改正すべきものと捉えるべきものか。</p> <p>本条例は、硬性条例とは考えない。</p>	<p>3. 条例の位置づけ</p> <p>この条例は、本市の自治の基本を定めるものであり、市は、自治の運営に関し他の条例、規則その他の規程によって制度を設け、又は実施しようとする場合は、この条例の趣旨やこの条例に定める事項を最大限に尊重します。</p>

事務局原案（たたき台）	地域自治委員会の意見	地域自治委員会の意見を加味した素案（原案）
<p>4. 基本理念</p> <p>市民自治は、市民及び市が、現在及び将来の市民の基本的人権を尊重し、公正で開かれた市民主体の市政を目指すとともに、自らの地域のことは自らの意思で決定し、その責任も自らが持つ地域自治を確立することを旨として、適切に行われなければならない。</p>	<p>論点6：補完性の原理をどう表現するか</p> <p>原案の基本的な考え方は了承。ただし、書き方として文章一つではなかなか理解しにくい。条例案の作成にあたっては、条項を分割し、より分かりやすく規定すること。</p> <p>（主な意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本理念の規定において、地域自治に区制度の考え方を盛り込むなどして、分かり易く表現できないか。 ・ 自助、共助、公助といった補完性の原理から、自治のあり方とその責務の関係を市民にとって分かりやすく定める必要がある。 ・ 自助、共助、公助の定め方について工夫を要する。これを受けて、条例における基本理念の部分において、「本来の自治全般のあり方」と「目指すべき市民自治のあり方」の双方を整理して盛り込むこと。 ・ 自治の基本的・根幹的な考え方として、第一に個人である市民が中心であり、個として解決できない課題等に対処するため、市民の総意により市という組織を設立しているという理念が重要である。 ・ 市民にとっての分かりやすさという観点からは、川崎市の条文が参考になるのではないか。 <p>論点7：基本的人権の尊重では漠然としすぎる</p> <p>基本的人権の尊重の意味が、「個人の尊厳と自由の尊重」と同義であるならば、川崎市の例と同様「個人の尊厳と自由の尊重」という表現を用いるほうが良い。</p> <p>（主な意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「基本的人権の尊重」という表現には違和感を感じる。 ・ 川崎市では「個人の尊厳」にまで踏み込んでいるが、市民に分かり易い言葉で伝えることを考え、「個人の尊厳と自由の尊重」としては、 	<p>4. 基本理念</p> <p>市民及び市は、次に掲げる基本理念により市民自治の確立を目指します。</p> <p>個人の尊厳と自由が尊重され、公正で開かれた、市民主体の市政を実現すること。</p> <p>地域の特性や独自性を尊重した地域自治を推進すること。</p>

事務局原案（たたき台）	地域自治委員会の意見	地域自治委員会の意見を加味した素案（原案）
<p>5. 自治の基本原則</p> <p>市民及び市は、次に掲げる原則により自治を推進するものとする。</p> <p>(1) 情報共有の原則 市政に関する情報を共有しあうこと。</p> <p>(2) 参加の原則 市民参加の下で市政の運営に当たること。</p> <p>(3) 協働の原則 協働して公共的課題の解決に当たること。</p>	<p>論点8：基盤として、市民力の向上や持続性の確保が必要ではないか</p> <p>市民力の向上や持続性の確保を基本理念を実現する基盤として位置づけ、「自主・自立・自律」といった考え方を行動原則に盛り込むとともに、各主体の責務についても、この点から必要な項目を事務局で検討して欲しい。</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区の住民自治を考える際に、その地域の特性や独自性を活かす地域自治を確立するためには、そのための行政や市民、地域コミュニティの行動規範が必要である。特に、地域コミュニティの支援に関して、地域コミュニティの要求を満たすという単純な考え方では、要求が膨らむ一方となり、何れそのシステムは崩壊してしまう。 ・ そのため、基本理念と行動原則の間に、これを自制する考え方が必要であり、その下で、行動原則を再検討する必要がある。 ・ 市民については、これまでの受益者としての市民から、市政のオーナー（主権者）として、更にパートナーとして、市民が真に自立することであり、そのために必要な概念として、市民力の向上や持続性の確保をその基盤として位置づけ、これまでの「参加と協働」の他に「自主・自立・自律」を加え、これを基に行動原則を見直す必要があると考える。 <p>原案を了承。ただし、論点8で整理したように、「自主・自立・自律」といった考え方を行動原則に追加する。</p>	<p>5. 自治の基本原則</p> <p>市民及び市は、次に掲げる原則により、自治運営を行います。</p> <p>それぞれの果たすべき役割と責任を分担し、自らを律し、自主的・自立的に行動すること。</p> <p>市政に関する情報を共有すること。</p> <p>市民参画の下で市政の運営を行なうこと。</p> <p>協働して公共的課題の解決に当たること。</p>

【 第2章 各主体の責務等 】

事務局原案（たたき台）	地域自治委員会の意見	地域自治委員会の意見を加味した素案（原案）
<p>第1節 市民</p>		
<p>1. 市民の権利と責務</p> <p>市民は、市政に関する情報を知る権利を有するとともに、市民自治の担い手として、市政に参加する権利を有する。</p> <p>市民は、市民自治の担い手として、自らの責任と役割を認識するとともに、自らの意思に基づき、市政への参加を通して市民自治の実現に取り組むよう努めるものとする。</p>	<p>論点9：自治に関する包括的な権利はこれでいいか</p> <p>サービス受給権， 子どもの権利， 男女平等の権利</p> <p>(事務局の考え方)</p> <p>については、地方自治法第10条（住民の意義及び権利義務）に規定する役務の提供をひとしく受ける権利に包含される概念</p> <p>については、基本的人権にかかわるものであり、本条例においては、市民の概念に包含されるものとする。また、自治の基本として、これらを差別化すべき理念がないこと、また個別に実定する保障制度も設けていないことから、規定しない。</p> <p>原案を了承。</p> <p>課題10：自治に関する包括的な責務はこれでいいか</p> <p>負担の義務， 協働に関する責務， 事業者の責務</p> <p>(事務局の考え方)</p> <p>については、地方自治法第10条（住民の意義及び権利義務）に規定する負担を分任する義務に包含される概念</p> <p>については、盛り込む方向で検討したい。</p> <p>については、自治の基本として、事業者を差別化する理念がないこと、市民の定義は事業者を含むことから、市民の責務は事業者にも適用されるものであり、その他に事業者だけの責務を抜き出して規定することは、かえって事業者の参加・協働意欲を低下させる恐れがあることから規定しない。</p> <p>原案を了承。ただし、論点8で整理した「自主・自立・自律」の行動原則に基づく責務を追加する。</p>	<p>1. 市民の権利と責務</p> <p>市民は、市政に関する情報を知ることや、市民自治の担い手として市政に参画することができます。</p> <p>市民は、自らの責任と役割に基づき、自らを律し、公共の福祉、次世代への影響に配慮した自主的な活動を行うとともに、その意思に基づき、市政への参画を通して市民自治の確立に取り組みます。</p> <p>市民は、市政への参画・協働に当たっては、総合的視点に立ち、自らの発言と行動に責任を持たなければなりません。</p>

事務局原案（たたき台）	地域自治委員会の意見	地域自治委員会の意見を加味した素案（原案）
第2節 市議会		
	<p>（参考）</p> <p>市民自治を実現するためには、市民の代表である議会についても、本条例にしっかり定めることが重要である。</p> <p>本条例において、市議会についても市民や執行機関等と同様に、その役割と責務を規定すべき。</p> <p>（主な意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 項目として本条例に是非盛り込むべきであろう。 ・ 本条例において、市議会についても市民や執行機関等と同様に、その役割と責務を規定すべきであろう。 	

事務局原案（たたき台）	地域自治委員会の意見	地域自治委員会の意見を加味した素案（原案）
第3節 市長等		
<p>1. 市長の責務</p> <p>市長は、市の代表者として市民の信託にこたえ、市民自治の実現のため、公正かつ誠実に市政を運営しなければならない。</p> <p>2. 執行機関等の役割及び責務</p> <p>執行機関等は、自らの判断と責任においてその所掌する事務を公正かつ誠実に執行するとともに、相互の連絡を図り、一体として行政機能を発揮しなければならない。</p> <p>執行機関等は、この条例の基本理念に基づき、公平性及び公正性を確保し、市民の権利及び利益を保護するとともに、効率的かつ効果的な行政運営に努めなければならない。</p> <p>3. 職員の責務</p> <p>職員は、この条例の基本理念に基づき、市民の視点に立って、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。</p>	<p>論点11：市長の責務をどう規定するか。</p> <p>市長の責務を市民自治の実現であると限定せず、地方自治法等の関係を踏まえて、規定すべき。</p> <p>論点8で整理した「自主・自立・自律」の行動原則に基づく責務を追加すること。</p> <p>（主な意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民自治の実現という言葉で、市長の責務を全て表現・網羅しきれぬか。川崎市や静岡市の条例においても、いくつかの条文に分けて規定している。 ・ 住民福祉の増進が市長の本来の責務であるが、本条例の対象範囲内の責務とするならば、市民自治の実現に限定した条例であるという趣旨を前文の中で詳しく説明すべきではないか。 ・ 憲法や自治法の遵守を前提としつつ、さらに新潟市として特化していく部分を書き込めれば良い。 <p>論点12：執行機関の責務等を規定する必要はどうか。</p> <p>全体を分かりやすく規定することを考えると、あえて執行機関について規定する必要はないのではないか。（全体を調整する立場で、市長の責務を規定することで足りると考える。）</p> <p>論点13：協働や公益通報などの責務をここでも規定するか</p> <p>（事務局の考え方）</p> <p>協働については、職員個人と市民が協働するというものではない。従って、協働を前面に出して表現することは困難である。</p> <p>コンプライアンスについて、盛り込む方向で事務局で検討して欲しい。</p> <p>「この条例の基本理念に基づき」に代えて、協働の概念につながる「市民とともに市民自治を推進する」といった表現を用いる。</p> <p>（主な意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協働についてであるが、これを執行機関、職員の責務として、入れ込めないだろうか。 ・ 談合問題など苦い経験を経てコンプライアンス条例の制定を行うなど、新潟市として進んだ分野がある。この辺もしっかり盛り込んでいけば、新潟市らしい条例ができあがるのではないか。 ・ 「この条例の基本理念に基づき」とするよりは、「市民自治の実現のため」といった方が適当ではないか。 ・ 職員の責務に関係して、分権型政令市とは何か、市民の視点で理解できる職員像が求められる。市民とともに市民自治を推進することが重要である。 	<p>1. 市長の責務</p> <p>市長は、市民福祉の増進を図るため、この条例に基づいて市民自治を推進するとともに、公正かつ誠実に自治を運営しなければなりません。</p> <p>市長は、地域の資源を最大限に活用して、市政の運営に必要な財源の確保を図るとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる市政運営を行わなければなりません。</p> <p>市長は、公平かつ効率的で、質の高い行政サービスの提供を図り、市民満足度の向上に努めなければなりません。</p> <p>2. 職員の責務</p> <p>職員は、公正かつ誠実に職務を遂行し、市民とともに市民自治を推進しなければなりません。</p> <p>職員は、法令を遵守し、違法若しくは不当の事実がある場合には、これを放置し、又は隠すことなく適正に対応しなければなりません。</p> <p>職員は、職務に関し、不断の研鑽に努めるとともに、施策の効果を最大限発揮できるよう創意をもって職務の遂行に当たらなければなりません。</p>

【 第3章 市政運営 】

事務局原案（たたき台）	地域自治委員会の意見	地域自治委員会の意見を加味した素案（原案）
<p>第1節 市政運営の基本原則</p> <p>1. 説明責任・応答責任の原則 市は、市政について、市民に分かりやすく説明する責任を果たすよう努めなければならない。 市は、市民の市政に関する意見及び要望に対して迅速かつ誠実に応答しなければならない。</p> <p>2. 参加機会の確保 市は、市民の意思を市政に反映させるため、及び市民と協働してまちづくりを推進するため、市民が広く参加できる機会の確保に努めなければならない。</p> <p>3. 法務体制の整備 市は、自主的で質の高い政策を実行するため、法務に関する体制を充実し、条例、規則等の整備を積極的に行うよう努めるものとする。 市の執行機関は、法令等の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、自主的かつ適正な解釈に努めなければならない。</p> <p>4. 政策の総合化 市長は、この条例の基本理念にのっとり、市政運営の基本的な方向を総合的に示す計画を策定しなければならない。 執行機関は、特定課題に対応した個別計画等を策定し、これを推進するに当たっては、前項に掲げる計画が示す基本的な方向との整合性に配慮しなければならない。</p> <p>5. 財政運営の原則 市長は、中長期的な展望に立って、財源を効率的かつ効果的に活用するとともに、自主的かつ自立的な財政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めなければならない。 市長は、毎会計年度の予算、決算その他の財政に関する事項を公表し、市民に分かりやすい方法により説明するよう努めなければならない。</p> <p>6. 組織運営の原則 市の組織は、社会経済情勢の変化及び多様化する地域課題に迅速かつ的確に対応するために、不断に見直すとともに、簡素で効率的に整備するものとする。</p>	<p>論点14：この章の構成はこれで良いか</p> <p>第3章の構成として、団体自治と住民自治の2節に分けて規定することを検討してはどうか。また、これを受けて、2節構成で不足がある場合は、前段に市の説明責任の規定などを簡素化して1節として加える。 また、論点8で整理した「自主・自立・自律」の行動原則に基づき、市政運営の原則を整理すること。</p> <p>（主な意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市政運営の諸原則、ルールといったものは、市民の方にとって馴染みが浅いため、より市民にとってわかりやすく、具体的に規定すべき。 ・ 個別条例を全て網羅する必要はないだろう。憲法のように多くの人に分かり易く定めることが大事である。そういった意味では、ここは、もっと整理が必要と感じる。 	<p>1. 市政運営 市は、個性豊かで持続可能な地域社会を実現するため、地域資源を最大限活用するとともに、市の将来像を示す計画を策定し、選択と集中を基本とした施策展開を図ります。 市は、健全で持続可能な市政を実現し、もって、市民福祉の増進を図るため、次に掲げる事項を基本として、市政運営を行います。 市民が広く市政に参画できる機会の確保に努め、市民の意思を市政に反映させること。 市民の自主的な活動を尊重するとともに、市民との協働による施策、事業等の推進を図ること。 市民に信頼される市政運営を進めるため、公正性の確保及び透明性の向上を図ることにより、市民の権利利益の保護を図ること。 。 施策、事業等について、効率的かつ効果的に行い、その立案、実施及び評価の各段階において、市民に分かりやすく説明すること。 市の組織は、社会経済情勢の変化や多様化する地域課題に迅速かつ的確に対応するため、不断の見直しを行なうとともに、簡素で効率的なものとしします。</p> <p>2. 財政運営 市長は、経費節減に取り組むことにより健全財政の確保に努め、効率的かつ重点的に市の行政を担います。 市長は、行政サービスを受ける市民の負担の適正化及び社会資本整備等における世代間の負担の公平化が図られるよう、適切な財政政策を進めます。 市長は、予算、決算その他の財政に関する事項を公表し、市民に分かり易い方法により説明します。</p>

事務局原案（たたき台）	地域自治委員会の意見	地域自治委員会の意見を加味した素案（原案）
<p>第2節 参加と協働のしくみ</p>		<p>第2節 参画と協働のしくみ</p>
<p>1. 情報の提供 市は、市民の知る権利を保障し、公正で透明な市政の実現を図るため、別に条例で定めるところにより、市政に関する情報を適正に公開するとともに、積極的に提供するよう努めなければならない。 市は、市民の市政への参加を促進し、公正で透明な開かれた市政を推進するため、市政に関する意思決定過程の情報を明らかにするよう努めるものとする。</p> <p>2. 会議の公開 市は、附属機関等の会議は原則として公開するなど公正で透明な市政の推進に努めるものとする。</p> <p>3. 委員の公募 市は、原則として附属機関の委員の一部を市民からの公募により行うなど市民の市政への参加を促進するものとする。</p> <p>4. パブリックコメント 市は、政策形成過程における公正性及び透明性の向上を図るとともに、市民の市政への参加の促進するため、市の重要な政策の立案等に当たっては、事前に内容その他必要な情報を市民に公表し、市民から意見を求めるものとする。 市は、提出された意見に対する市の考え方を明らかにするとともに、提出された意見を考慮して市としての意思決定を行うものとする。</p> <p>5. 住民投票 (住民投票の実施) 市長は、市政の重要事項について、広く市民の総意を把握するため、事案ごとに条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。 前項の条例においては、投票に付すべき事項、投票の手続き、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めるものとする。 市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。 (住民投票の請求又は発議) 市民のうち、選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、市長に対して住民投票を規定した条例の制定の請求をすることができる。 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより、住民投票を発議することができる。 市長は、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより、住民投票を発議することができる。</p> <p>6. 協働の推進 市民及び市は、相互理解と信頼関係のもとに、地域の公共的な課題を解決するため協働するよう努めるものとする。 市は、前項に規定する協働を推進するに当たり、市民の自発的な活動を支援するよう努めるものとする。この場合において市の支援は、市民の自主性・自立性を損なうものであってはならない。</p>	<p>条文化に当たっては、カタカナ表現は、市民の側に用語の意義が共有化されているかという視点で見直す必要がある。 (主な意見) ・ パブリックコメントという文言について、誰もが分かり易い表現としてみたときに、市民の側に用語の意義が共有化されているか再検討が必要。</p> <p>論点15：住民投票制度をどう考えるか</p> <p>住民投票制度について、投票権者の範囲や投票の対象とすべき個別事案を現段階で想定することは困難であることから、非常設型を基本としつつ、自治体の憲法とも呼ばれる本条例において、その存在を規定することに意義がある。 (主な意見) ・ 住民投票制度の何を規定すれば様々な反応があるだろう。一方で、住民投票制度を盛り込まずして、自治基本条例を定める意義はないとする意見もあるだろう。住民投票制度の規定は非常に難しい問題である。 ・ 区のことは区で行うとしつつも、住民投票制度においては市民全体における請求が必要となる。敢えて規定しなくても良いと考える。 ・ 住民投票制度について、投票権者の範囲や投票の対象とすべき個別事案を現段階で想定することは困難であることから、非常設型を基本としつつ、自治体の憲法とも呼ばれる本条例において、その存在を規定することに意義がある。 ・ 自治体の憲法とも呼ばれる本条例において、その存在を規定することに意義があるとの理解で良いのだろう。また、議会制民主主義の否定にあたるものではないということも、市民の方や議会に対しても分かり易く説明する事が重要である。</p> <p>(主な意見) ・ 川崎市の条例は非常に共感を覚える。協働という言葉が無理なく随所に用いているからだと思う。こうなるためには、当然に協働の重要性を認識しなくてはならない。 ・ 例えば、説明責任の規定においてもそうだが、未だに「お上と市民」という構図が感じられる箇所がある。もう少し協働や参画といった視点を書き込んでいた方が良いのではないかと。</p>	<p>1. 情報の提供等 市は、「新潟市情報公開条例」で定めるところにより、市政に関する情報を適正に開示し、市民の知る権利を保障するとともに、公正で透明な市政の実現を図ります。 市は、市民が初期の段階から市政に参画し、協働することができるよう、各施策の立案段階や政策形成過程の情報を積極的に提供するなど、市民との情報共有の効果的な推進を図ります。</p> <p>2. 附属機関の運営 市は、附属機関の会議を原則として公開し、また附属機関の委員の一部を市民からの公募により行なうなど、開かれた市政運営を推進します。</p> <p>3. 市民意見の提出手続き 市は、政策形成過程における公正性の確保及び透明性の向上を図るとともに、市民の市政への参画を促進するため、市の重要な政策の立案等に当たっては、事前に内容その他必要な情報を市民に公表し、市民からの意見を求めます。</p> <p>4. 住民投票 (住民投票の実施) 市長は、市政に関し特に重要な事案について、広く市民の意思を把握するため、事案ごとに条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。 この条例は、それぞれの事案に応じ、投票に付すべき事項、投票の手続き、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めるものとし、 市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。 (住民投票の発議及び請求) 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより、住民投票を発議することができます。 市長は、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより、住民投票を発議することができます。 本市に住所を有する年齢20歳以上の者（永住外国人を含みます。）は、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、市長に対して住民投票の実施を請求することができます。 市長は、この請求があった場合は、これに意見を付し、議会に付議します。</p> <p>5. 協働の推進 市は、市民との協働を推進するため、必要な情報の収集・提供、交流の支援、相談、研修機会の提供を行う場と機会の確保に努めます。 市は、協働の推進に当たっては、市民の自発的な活動を支援するよう努めます。ただし、市の支援は、市民の自主性・自立性を損なうものであってはなりません。</p>

事務局原案（たたき台）	地域自治委員会の意見	地域自治委員会の意見を加味した素案（原案）
<p>第3節 行政運営のしくみ</p> <p>1. コンプライアンス体制の整備 市は、市民の負託にこたえ信頼される市政を確立し、もって市民の利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、職員の職務にかかる法令遵守及び倫理の保持のための体制整備を図り、公正な職務の遂行を確保しなければならない。</p> <p>2. 行政手続の整備 市は、公正性の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導及び届出に関し、適正な行政手続を確保しなければならない。</p> <p>3. 個人情報の保護 市は、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、個人情報を適正に取り扱わなければならない。</p> <p>4. 市民の権利利益の保護（第4章から移動） 市は、市民の権利利益の保護を図るため、市政に関する市民からの相談、意見、要望、個別の請求等に対して迅速かつ誠実に対応するとともに、その結果を速やかに回答しなければならない。 市は、前項に規定する市民からの相談等に対する市の処理について、公正かつ中立的な立場から評価を行うための第三者機関の設置その他の不利益救済のしくみ等を整備するよう努めなければならない。</p> <p>5. 行政評価 執行機関は、市政運営を効率的かつ効果的に推進するとともに、市政の透明性を高め、市民への説明責任を果たすため、行政評価を実施し、その結果を市民に公表しなければならない。</p> <p>6. 外郭団体の評価等 市長は、外郭団体（市が設立した土地開発公社及び資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人並びにその他の市が人的又は財政的負担を行っている法人のうち市長が必要と認める法人を言う。以下同じ。）の円滑な運営及びこれに関連する市の事務事業の適正な執行を図るため、市の関与の妥当性、外郭団体の経営状況等を評価し、必要に応じて指導又は改善要請を行うものとする。</p>	<p>条文化に当たっては、カタカナ表現は、市民の側に用語の意義が共有化されているかという視点で見直す必要がある。</p> <p>（主な意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンプライアンスという文言について、誰もが分かり易い表現としてみたときに、市民の側に用語の意義が共有化されているか再検討が必要である。 <p>（事務局意見）</p> <p>執行機関としての市民の権利利益の保護のためのしくみに関する努力規定であることから、第3章第3節のしくみとして規定することにする。 不服申し立てなどが汲み取れるような表現を検討する。</p> <p>（主な意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民からの相談、意見、要望、個別の請求等で、「苦情」のすべてを表現できるか。（不服申し立て、異議申し立てといった意味のことが、含まれているのか。） <p>論点16：外郭団体に関する規定は必要か</p> <p>外郭団体については、単独の項目とせず、行政評価のひとつとして盛り込むこととする。</p> <p>（主な意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 唐突な感じを受ける。何故必要なのか。 ・ 外郭団体について言えば、これらの見直しは国を含め現在話題となっているものである。新潟市においても、駅南開発や地下開発といった事例を有している。この条項は盛り込んでいく必要があると考える。 	<p>第3節 信頼性・公正性・効率性確保のしくみ</p> <p>1. 法令遵守及び倫理の保持 市は、「新潟市における法令遵守の推進等に関する条例」で定めるところにより、職員の職務にかかる法令遵守及び倫理の保持のための体制整備を図り、公正な職務の遂行を確保することで、市民の負託に応え、信頼される市政を確立し、市民の利益を保護します。</p> <p>2. 適正な行政手続の確保等 市は、「新潟市行政手続条例」で定めるところにより、処分、行政指導及び届出に関し、適正な行政手続を確保することで、公正性の確保と透明性の向上を図ります。 市は、「新潟市個人情報保護条例」で定めるところにより、個人情報を適正に取り扱い、個人の権利利益を保護します。</p> <p>3. 市民の権利利益の保護 市は、市民の権利利益の保護を図るため、市政に関する市民からの相談、意見、要望、苦情等に対して迅速かつ誠実に対応します。 市は、市政に対する市民からの相談等に対する市の対応について、公正かつ中立的な立場から評価を行うための第三者機関の設置その他の不利益救済の仕組み等を整備するよう努めます。</p> <p>4. 行政評価等 市は、市政運営を効率的かつ効果的に行うとともに、市政の透明性を高め、市民への説明責任を果たすため、行政評価を実施し、その結果を市民に公表します。 市長は、外郭団体（市が設立した土地開発公社及び資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人を言います。）の円滑な運営及びこれに関連する市の事務事業の適正な執行を図るため、市の関与の妥当性、外郭団体の経営状況等を評価し、必要に応じて指導又は改善要請を行います。</p>

【 第4章 区における住民自治 】

事務局原案（たたき台）	地域自治委員会の意見	地域自治委員会の意見を加味した素案（原案）
<p>第3章 第4節 区における住民自治</p>	<p>論点17：区の自治はこの位置づけで良いか 位置づけはこの考えで良いが、わかりやすさの観点から、第4章として独立する。</p>	<p>第4章 区における住民自治</p>
<p>1. 区の運営方針 市は、地域における特色あるまちづくりを推進するため、地域住民の意向を踏まえて、区における総合的な計画を策定し、実施するものとする。</p> <p>2. 区役所の役割 区役所は、市民に身近な行政サービスを提供し、自立した地域社会を築くため、以下の役割を担うものとする。 (1) 地域のまちづくりの拠点として、地域の課題を発見し、迅速、的確な解決を図ること。 (2) 市民協働の拠点として地域活動や非営利活動を支援すること。 (3) 市民に便利で快適なサービスを効果的、効率的かつ総合的に提供すること。 市長は、区役所が前項に定める役割を発揮できるよう、必要な体制を整備するものとする。</p> <p>3. 地域コミュニティ 市は、地域における多様なつながりを基礎とした自主的な団体、組織及び集団（以下「地域コミュニティ」という。）の公益的役割を認識し、その活動を尊重するものとする。 市は、地域コミュニティが、市と協働して当該地域が必要とする公共的サービスを持続的に提供する活動を行う場合には、必要に応じて、その活動を支援するものとする。</p> <p>4. 協働の要としての機能を担う附属機関 市は、地域コミュニティ等と相互に連携し、協働して地域課題を解決するため、各区にその協働の要としての機能を担う附属機関を設置するものとする。 前項に規定する附属機関は、当該区の住民及び地域コミュニティ等の主体的な参加と協働活動を通じて、多様な意見の調整、身近な地域づくりなどを担うものとする。</p>	<p>論点18：区の運営方針について 「地域住民の意向を踏まえて」という表現は、役所が住民の意向を加味する程度にしか受け取れない。参加と協働を前面に出して表現するとか、せめて、「市民の参加を得て」程度の表現が必要。 (主な意見) ・ 区役所の定義、区長の責務や権限といったものをどこかに定めなくては、市民の方はなかなか区というものをイメージできないだろう。 ・ 区における住民自治について、基本的条項の中に、区に関する「考え方」の部分をもう少し入れ込んでいった方が良いのではないか。条文としての精査は今後進めるのであろうが、区における住民自治として謳うのであれば、もっと区に関する考え方を規定しても良いと思う。</p> <p>論点19：区役所の役割等の規定 区長を主語にした表現で規定することが必要。 「必要な体制を整備する」の具体的な中身を大枠でも示すべきである。 (主な意見) ・ 法律上、どこまで各区の自主性が認められるかということもあるが、それを最大限認め、明文化するのが本市の自治基本条例ではないか。 ・ 新潟市においても区の提案予算というものもできたようだ。例えば、これを一制度に留めず、本条例においても、区が政策を提案することができるという規定に踏み込めれば良いと思う。 3. 地域コミュニティにおける「必要に応じ」という表現は、再検討して欲しい。 (主な意見) 「必要に応じて」について、市が必要という意味にとれる。支援の内容は、金銭的なものだけではない。それぞれの活動の自主性を尊重する「必要な支援」という表現の方が好ましい。</p> <p>論点20：区自治協議会の規定 附属機関という名称では、区自治協議会を意味するがわからない。 区自治協議会と言う名称を明記する必要がある。</p>	<p>第1節 区における行政運営 市長は、地域における特色あるまちづくりを推進するため、市民参画の下で、区における総合的な計画を策定し、実施します。 区役所は、市民に身近な行政サービスを提供し、自立した地域社会を築くため、以下の役割を担います。 地域のまちづくりの拠点として、地域の課題を発見し、迅速、的確な解決を図ること。 市民協働の拠点として、自主的・自立的な地域活動や非営利活動を支援すること。 市民に必要な公共サービスを効果的、効率的かつ総合的に提供すること。 市長は、区役所がその役割を発揮できるよう、組織や予算執行など必要な体制を整備します。</p> <p>第2節 地域協働の推進 1. 地域住民及び地域コミュニティの役割 地域住民（一定の区域内に住所を有する人、その区域内で働き、若しくは学ぶ人又はその区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。）は、地域自治の担い手であることを認識し、これを守り育てよう努めます。 地域住民は、地域コミュニティ（地域における多様なつながりを基礎とした自主的な団体、組織及び集団をいいます。）が、地域の課題の解決及び住民相互の連携を図る活動を行う場合には、自らその活動に参加し、又は支援するよう努めます。 地域コミュニティは、自らの行動に責任を持ち、自主的・自立的な活動を行います。</p> <p>2. 市の役割 市は、地域コミュニティの公益的役割を認識し、その活動を尊重します。 市は、地域コミュニティが、市と協働して地域における新たな公共サービスを担う活動を行う場合には、公共性、公平性及び必要性を総合的に判断して、その活動に対して支援を行います。ただし、市の支援は、地域コミュニティの自主性・自立性を損なうものであってはなりません。</p> <p>3. 区自治協議会の役割 区自治協議会は、「（仮称）新潟市区自治協議会条例」で定めるところにより、地域課題に取り組む地域住民と市との協働の要としての機能を担います。</p>

【 第5章 国及び他の地方公共団体等との協力 】

事務局原案（たたき台）	地域自治委員会の意見	地域自治委員会の意見を加味した素案（原案）
<p>市は、国及び新潟県と対等な立場にたち、自治の発展のため、協力して適切な関係の構築に努めるものとする。</p> <p>市は、他の地方公共団体と共通する課題に対しては、積極的に連携及び協力を図り、その解決に努めるものとする。</p> <p>市は、政令指定都市としての国際社会に果たす役割を認識し、国際社会との交流及び連携に努めるものとする。</p>		<p>市は、国及び県と相互に協力し、市民自治の確立に努めます。</p> <p>市は、他の地方公共団体と共通する課題に対しては、積極的に連携・協力し、その解決に努めます。</p> <p>市は、国際社会に果たす役割を認識し、広く国際社会との交流及び連携に努めます。</p>